処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第10条の8第3項

処 分 の 概 要:猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令

原権者(委任先): 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め:

・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、 第10条の8第1項から第3項まで(猟銃又は空気銃の保管の委託)

処 分 基 準:

・ 猟銃等保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第10条の8第2項により準用される法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。

問 合 せ 先:警察本部生活安全企画課(電話022-221-7171) 又は警察署生活安全課

備 考: